

令和8年第2回大衡村議会定例会会議録 第3号

令和8年6月4日（木曜日） 午前10時開会

出席議員（12名）

1番 山本 信悟	2番 早坂 美華	3番 鈴木 和信
4番 小川 克也	5番 佐野 英俊	6番 赤間しづ江
7番 文屋 裕男	8番 細川 運一	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 石川 敏	12番 高橋 浩之

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村 長	小川ひろみ	副 村 長	鹿野 浩
教 育 長	丸田 浩之	代 表 監 査 委 員	和泉 文雄
総 務 課 長	後藤 広之	企 画 広 報 課 長	渡邊 愛
財 政 経 営 課 長	関内 秀博	住 民 生 活 課 長	森田祐美子
税 務 課 長	早坂紀美江	健 康 福 祉 課 長	和泉 雅樹
こ ども 未 来 応 援 室 長	小川 純子	農 業 振 興 課 長	鈴木 智義
企業立地商工課長	三塚 利博	都 市 建 設 課 長	浅野 宏明
上 下 水 道 課 長	芳賀 晃	学 校 教 育 課 長	布施 智宏
社 会 教 育 課 長	堀籠緋沙子	会 計 管 理 者	本木 晃

事務局出席職員氏名

事務局長 亀谷 明美	主任 石田 真樹	主任 門間 直人
------------	----------	----------

議事日程（第3号）

令和8年6月4日（木曜日）午前10時開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 同意第 2号 大衡村農業委員会委員の任命について

- 第 3 同意第 3 号 大衡村農業委員会委員の任命について
- 第 4 同意第 4 号 大衡村農業委員会委員の任命について
- 第 5 同意第 5 号 大衡村農業委員会委員の任命について
- 第 6 同意第 6 号 大衡村農業委員会委員の任命について
- 第 7 同意第 7 号 大衡村農業委員会委員の任命について
- 第 8 同意第 8 号 大衡村農業委員会委員の任命について
- 第 9 同意第 9 号 大衡村農業委員会委員の任命について
- 第 10 同意第 10 号 大衡村農業委員会委員の任命について
- 第 11 同意第 11 号 大衡村農業委員会委員の任命について
- 第 12 同意第 12 号 大衡村農業委員会委員の任命について
- 第 13 同意第 13 号 大衡村農業委員会委員の任命について
- 第 14 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
〔令和 7 年度大衡村一般会計予算の補正について〕
- 第 15 議案第 21 号 大衡村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 16 議案第 22 号 大衡村児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 17 議案第 23 号 大衡村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- 第 18 議案第 24 号 令和 8 年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第 19 議案第 25 号 令和 8 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 20 議案第 26 号 令和 8 年度大衡村下水道事業会計予算の補正について
- 第 21 報告第 1 号 専決処分の報告について
〔大衡村税条例の一部を改正する条例について〕
- 第 22 報告第 2 号 専決処分の報告について
〔大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について〕
- 第 23 報告第 3 号 専決処分の報告について
〔令和 7 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について〕
- 第 24 報告第 4 号 専決処分の報告について

〔令和 7 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について〕

第 2 5 報告第 5 号 専決処分の報告について

〔損害賠償の額を定め和解することについて〕

第 2 6 報告第 6 号 令和 7 年度大衡村一般会計繰越明許費繰越計算書について

第 2 7 委員会の閉会中の継続調査の件について

本日の会議に付した事件

議事日程（第 3 号）に同じ

午前 1 0 時 0 0 分 開 会

議長（高橋浩之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しますので、これより令和 8 年第 2 回大衡村議会定例会第 3 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（高橋浩之君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、9 番遠藤昌一君、11 番石川 敏君を指名いたします。

日程第 2 同意第 2 号 大衡村農業委員会委員の任命について

日程第 3 同意第 3 号 大衡村農業委員会委員の任命について

日程第 4 同意第 4 号 大衡村農業委員会委員の任命について

日程第 5 同意第 5 号 大衡村農業委員会委員の任命について

日程第 6 同意第 6 号 大衡村農業委員会委員の任命について

日程第 7 同意第 7 号 大衡村農業委員会委員の任命について

日程第 8 同意第 8 号 大衡村農業委員会委員の任命について

日程第 9 同意第 9 号 大衡村農業委員会委員の任命について

日程第10 同意第10号 大衡村農業委員会委員の任命について

日程第11 同意第11号 大衡村農業委員会委員の任命について

日程第12 同意第12号 大衡村農業委員会委員の任命について

日程第13 同意第13号 大衡村農業委員会委員の任命について

議長（高橋浩之君） 日程第2、同意第2号、大衡村農業委員会委員の任命についてから、日程第13、同意第13号、大衡村農業委員会委員の任命についてまでの12件については、いずれも農業委員会等に関する法律第8条に基づく農業委員会委員の任命同意でありますので、会議規則第37条の規定に基づき一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、日程第2、同意第2号から日程第13、同意第13号までの12件を一括議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 朗読を省略して提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） おはようございます。

同意第2号から同意13号まで、本村農業委員会委員の任命について一括してご説明を申し上げます。

現農業委員につきましては、議会の同意を得て令和5年7月20日に11名を。また、残り1名は退任に伴う在任期間として、令和7年7月20日にそれぞれ任命しておりますが、令和8年7月19日をもって任期満了となることから、委員12名を任命いたしたく提案するものであります。

それでは、ご説明を申し上げます。

同意第2号、衡上地区の石川良昭氏46歳を任命いたしたく提案するものであります。

石川氏は、地域の農業事情にも精通し、農業振興にも邁進されており、また、認定農業者にもなっている方であります。

同意第3号は、衡中地区の渡邊順一氏50歳を任命いたしたく提案するものであります。

渡邊氏は、地域の農業事情にも精通し、農業振興にも邁進されており、また、農地利用最適化推進委員を平成29年7月から務められている方であります。

同意第4号は、衡下地区の佐野清美氏56歳を任命いたしたく提案するものであります。

佐野氏は、地域の農業事情にも精通し、農業振興にも邁進されておられる方であり
ます。

同意第5号は、大瓜上地区の石川儀郎氏65歳を任命いたしたく提案するものであり
ます。

石川氏は、地域の農業事情にも精通し、長年にわたり農業振興にも邁進されておられ
る方であります。

同意第6号は、大瓜下地区の中川篤志氏50歳を任命いたしたく提案するものであり
ます。

中川氏は認定農業者であり、4月からは法人の役員も務め、地域の農業事情にも精通
し、担い手として活躍されている方であります。

同意第7号は、駒場地区の跡部 勉氏61歳を任命いたしたく提案するものであります。

跡部氏は、令和2年7月から農業委員を務められ、地域の農業事情にも精通し、担い
手として活躍されており、また、認定農業者にもなっている方であります。

同意第8号は、大森地区の吉田和也氏67歳を任命いたしたく提案するものであります。

吉田氏は、地域の農業事情にも精通し、農業振興にも邁進されており、また、農地利
用最適化推進委員を令和5年7月から務められている方であります。

同意第9号は、奥田地区の大石明宏氏69歳を任命いたしたく提案するものであります。

大石氏は、地域の農業事業にも精通し、地区農地保全会会計を平成26年8月から。ま
た、地区実行組合長を令和7年4月から務められている方であります。

同意第10号は、蕨崎地区の千葉悦子氏58歳を任命いたしたく提案するものであります。

千葉氏は、農業委員を平成23年7月から務められており、また、認定農業者でもあり、
地域の農業事情にも精通し、担い手として活躍されている方であります。

同意第11号は、松原地区の菱沼達也氏70歳を任命いたしたく提案するものであります。

菱沼氏は、令和2年7月から農業委員を務められ、地域の農業事情にも精通し、担い
手として活躍されている方であります。

同意第12号は、衡東地区の関内秀樹氏76歳を任命いたしたく提案するものであります。

関内氏は、農業委員を平成5年7月から務められており、さらには、衡東地区の行政
区長も務められるなど地域の農業事情のみならず全般にわたり精通されており、地域振
興に邁進されている方であります。

以上11名の方々は、いずれの方も地域農業の実情に精通され、農業に対する高い識見

と地域からの信頼も厚い方々であります。

最後に、同意13号は、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない委員として、衡上地区の細川美奈子氏63歳を任命いたしたく提案するものであります。

細川氏は、農業委員及び農地利用最適化推進委員を平成29年7月から務められており、豊富な識見と経験の下、誠実で高い識見を有されている方であります。

以上12名を本村農業委員会委員に任命いたしたく存じますので、ご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。

採決に当たっては、議案ごとに起立により行います。

日程第2、同意第2号、大衡村農業委員会委員の任命について採決いたします。

お諮りします。石川良昭君の任命について同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数であります。

したがって、石川良昭君を同意することに決定いたしました。

日程第3、同意第3号、大衡村農業委員会委員の任命について採決いたします。

お諮りします。渡邊順一君の任命について同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数であります。

したがって、渡邊順一君を同意することに決定いたしました。

日程第4、同意第4号、大衡村農業委員会委員の任命について採決いたします。

お諮りします。佐野清美さんの任命について同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数であります。

したがって、佐野清美さんを同意することに決定いたしました。

日程第5、同意第5号、大衡村農業委員会委員の任命について採決いたします。

お諮りします。石川儀郎君の任命について同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数であります。

したがって、石川儀郎君を同意することに決定いたしました。

日程第6、同意第6号、大衡村農業委員会委員の任命について採決いたします。

お諮りします。中川篤志君の任命について同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数であります。

したがって、中川篤志君を同意することに決定いたしました。

日程第7、同意第7号、大衡村農業委員会委員の任命について採決いたします。

お諮りします。跡部 勉君の任命について同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数であります。

したがって、跡部 勉君を同意することに決定いたしました。

日程第8、同意第8号、大衡村農業委員会委員の任命について採決いたします。

お諮りします。吉田和也君の任命について同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数であります。

したがって、吉田和也君を同意することに決定いたしました。

日程第9、同意第9号、大衡村農業委員会委員の任命について採決いたします。

お諮りします。大石明宏君の任命について同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数であります。

したがって、大石明宏君を同意することに決定いたしました。

日程第10、同意第10号、大衡村農業委員会委員の任命について採決いたします。

お諮りします。千葉悦子さんの任命について同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数であります。

したがって、千葉悦子さんを同意することに決定いたしました。

日程第11、同意第11号、大衡村農業委員会委員の任命について採決いたします。

お諮りします。菱沼達也君の任命について同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数であります。

したがって、菱沼達也君を同意することに決定いたしました。

日程第12、同意第12号、大衡村農業委員会委員の任命について採決いたします。

お諮りします。関内秀樹君の任命について同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数であります。

したがって、関内秀樹君を同意することに決定いたしました。

日程第13、同意第13号、大衡村農業委員会委員の任命について採決いたします。

お諮りします。細川美奈子さんの任命について同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数であります。

したがって、細川美奈子さんを同意することに決定いたしました。

日程第14 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

〔令和7年度大衡村一般会計予算の補正について〕

議長（高橋浩之君） 日程第14、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。財政経営課長。

財政経営課長（関内秀博君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、承認第2号を別紙でご説明申し上げます。

別紙の1ページをお開き願います。

令和7年度大衡村一般会計補正予算（専決第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正に係る規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ466万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億6,027万3,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の補正に係る規定で、第2表においてご説明申し上げます。

第3条につきましては、地方債の補正に係る規定で、こちらは第3表においてご説明申し上げます。

専決処分日は、令和8年3月30日でございます。

それでは、まず繰越明許費についてご説明申し上げますので、5ページをお開き願います。

第2表の繰越明許費の補正でございます。

変更1件の普通財産管理費についてでございます。事業の進捗、精査によりまして、1,368万3,000円を減額するものでございます。

次に、地方債の補正についてご説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

1件目の緊急防災・減災事業債につきましては、限度額を3,130万円から300万円減額し、2,830万円とするものでございます。

2件目の緊急自然災害防止対策事業債につきましては、1億2,050万円から620万円を減額し、1億1,430万円とするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

続きまして、補正の内容について事項別明細書でご説明申し上げますので、9ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございます。

2款1項1目地方揮発油譲与税37万7,000円の減から、次の10ページの上から4つ目、9款1項1目の環境性能割交付金67万7,000円の減までにつきましては、全て額の確定によるものでございます。

次に、12款1項1目地方交付税2,566万7,000円の増につきましては、3月23日に交付されました特別交付税7,529万8,000円によるものの予算減額の差額に係る分でございます。

13款1項1目交通安全対策特別交付金20万円の増は、額の確定によるものでございます。

次の11ページの16款1項1目3節の児童福祉費負担金412万6,000円の減につきましては、説明記載の子どものための教育・保育給付費負担金の額の確定に伴うものでございます。

2目1節の母子衛生費負担金3万8,000円の増は、当初見込んでおりました該当者が1名から2名になりまして、これにより養育費が増加したことに伴うものでございます。

16款 2 項 2 目民生費国庫補助金、4 節の物価高対応子育て応援手当支給補助金 4 万円の増につきましては、額の確定によるものでございます。

6 目教育費国庫補助金 3 万9,000円の減。こちらにつきましては、小中学校の電気料の助成金でございまして、額の確定によるものでございます。

3 項 1 目総務費国庫委託金 4 万円の増、次の 2 目民生費国庫委託金48万2,000円の減につきましては、いずれも額の確定によるものでございます。

12ページをお願いいたします。

17款 1 項 2 目衛生費県負担金 1 節の母子衛生費負担金 1 万9,000円の増から、下段の 3 項 4 目民生費県委託金 1 節の宮城県市町村援護事務交付金 3 万7,000円の増までにつきましては、いずれも額の確定によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

18款 1 項 1 目財産貸付収入67万6,000円の増から、2 項 1 目不動産売払収入283万9,000円の増までにつきましては、実績によるものでございます。

19款 1 項 2 目指定寄附金 1 節の大衡村ふるさと寄附金1,169万円につきましては、大衡村企業版ふるさと寄附金10件分1,410万円の増と、大衡村ふるさと寄附金の実績見込みに伴います240万9,000円の減による補正でございます。

20款 2 項 1 目の財政調整基金繰入金につきましては、2,000万円の減でございます。

5 目のふるさと基金繰入金1,610万3,000円の減につきましては、当初、ホームページリニューアル事業、ひら麻呂グッズ作成事業、大衡塾の 3 つの事業の財源としておりましたが、企業版ふるさと寄附金がありまして、この寄附金を活用することとしたため、財源振替といたしまして、この繰入金を減としたものでございます。

14ページをお願いいたします。

23款 1 項村債920万円の減につきましては、説明記載 5 件分の事業に係るものでございまして、事業費確定によるものでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

歳出についてご説明申し上げます。

2 款 1 項 1 目一般管理費の工事請負費93万1,000円の減につきましては、ときわ台集会所駐車場整備工事等の事業完了によるものでございます。

3 目財政管理費の委託料50万1,000円の増につきましては、企業版ふるさと寄附金紹介料 3 件分の追加に伴うものでございます。

5目財産管理費の工事請負費356万3,000円の減につきましては、塩浪住宅団地内法面工事の事業費実績見込みによるものでございます。

6目企画費は、財源の入替えでございます。

8目財政調整基金費146万8,000円の減は、ふるさと基金積立金分で、実績によるものでございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、財源の入替えでございます。

15ページから次の16ページにかかる4項7目の衆議院議員選挙費111万1,000円の減につきましては、事業費確定によるものでございます。

3款1項1目社会福祉総務費131万1,000円の減につきましては、社会福祉総務費の財源の入替え、国保会計繰出金精査による減、物価高対応子育て応援手当支給事業の事業費確定による減。この3つの事業によるものでございます。

2目の国民年金費、3目の老人福祉費につきましては、財源の入替えとなっております。

17ページをお願いいたします。

4目の障害者福祉費6万6,000円の減につきましては、説明記載の心身障害者医療に係る扶助費の額の確定によるものでございます。

2項1目の児童福祉総務費、2目の児童措置費につきましては、財源の入替えでございます。

3目の母子福祉費6,000円の減につきましては、説明記載の母子父子家庭医療に係る扶助費の額の確定によるものでございます。

5目の児童保育費411万円の増につきましては、保育施設の処遇改善加算率上昇に伴う給付費の増によるものでございます。

6目の児童福祉費47万8,000円の増につきましては、障害児通所支援事業費確定によるものでございます。

4款1項1目保健衛生総務費につきましては、財源の入替えでございます。

2目の母子保健費1万8,000円の増につきましては、妊産婦保健事業に係る母子保健衛生費国庫補助金返還金の額の確定によるもので、このほか3つの事業に係る財源の入替えでございます。

18ページをお願いいたします。

4款1項3目予防費につきましては、財源の入替えでございます。

5款1項3目農業振興費及び5目農地費につきましても、財源の入替えでございます。

2項1目林業振興費18万2,000円の増につきましては、森林環境譲与税分を森林環境整備基金に積立てするものでございます。

6款1項1目商工総務費1,550万9,000円の減につきましては、企業立地促進奨励金に係るものでございまして、当初、進出企業が令和8年3月に着工する計画で予算を措置しておりましたが、着工の時期が令和8年4月に延びたことに伴いまして、減としたものでございます。このほか1つの事業につきましては財源の入替えを行ってございます。

2目の商工振興費1,000円の増につきましては、説明記載の食料品等価格高騰支援事業に係るものでございまして、一部、令和8年度への繰越財源として措置する関係上、1,000円未満の端数分を繰り越す必要があったことから補正したものでございます。

7款2項2目の道路新設改良費107万5,000円の減につきましては、道路側溝改修事業の事業費確定に伴うものでございます。

19ページをお願いいたします。

8款1項3目消防施設費から次のページ、20ページの9款4項2目の公民館費までにつきましては、財源の入替えとなっております。

9款5項3目の学校給食センター管理費117万8,000円の増につきましては、説明記載の賄材料費について、3月分の食材費、特に米やパン、牛乳などの食材費が、前年度同月比で約2倍に価格が高騰したことによりまして、実績見込額よりもさらに不足し、補正したものでございます。

13款1項1目の予備費につきましては、財源調整でございます。

なお、21ページ以降につきましては給与費明細書となりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

以上、ご報告申し上げました。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。石川 敏君。

11番（石川 敏君） まず、歳入のほうですけれども、今回寄附金、企業版からの寄附金ということで追加なっております。

7年度におきまして、トータルとして大分総額上がっていると思います。企業版の件数、それから個人の件数、金額、どのぐらいの金額、件数があつたものか伺います。

議長（高橋浩之君） 財政経営課長。誰……企画広報課長。

企画広報課長（渡邊 愛君） お答えをいたします。

令和7年度の企業版ふるさと納税の関係につきましては、ちょっとお待ちください。
10件ございまして、1,410万円となっております。

それから7年度の、ちょっとお待ちください。個人のほうの納税であります、トータルで210万3,000円となっております、件数が、ちょっとお待ちください……2月までしかないな。ちょっとすみません、ちょっと2月までの数字しか今持っていませんで、2月末で99件となっております。今あと探します。すみません。お待ちください。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） トータルして1,600万を超えるような金額ということで、多分今までの3倍ぐらいでしょうかね、ぐらいに上がっていると思われます。村のいろんな企業に対する働きかけの結果かなというふうに思います。

その充当ですけれども、基金積立ての部分はあるかもしれませんが、基金積立て以外で、7年度で充当した事業先。あと、おおよその金額分かれば伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 企画広報課長。

企画広報課長（渡邊 愛君） まず、先ほどの件数、2月末までということでしたすみません。その後増えまして、トータルで105件となっております。すみません。

それから先ほどですけれども、先ほど財政経営課長がご説明申し上げましたとおり、当初ではホームページのリニューアル、ひら麻呂グッズの作成、大衡塾ということで、ふるさと基金の充当を予定しておりました。

それで、今副議長よりお話ありましたとおり、企業版ふるさと納税のほうが思ったよりも伸びたものですから、企業版ふるさと納税のほうの寄附の分をそちらに振替させていただいたということで、基金のほうを、言葉あれですけれども、温存したということでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 役場の庁舎玄関入り口に、企業からの寄附の状況載っておりました。

やっぱり企業から寄附いただくPRにもなるかもしれませんし、充当事業ですね、目に見える形で充当していただいて、なおかつ今後もふるさと納税寄附いただけるように努めていただければなというふうに思います。

議長（高橋浩之君） 企画広報課長。

企画広報課長（渡邊 愛君） 常任委員会等でもご指摘をいただいているところでございまし

て、ご覧いただいたかと思いますが、後ればせながらであります、広報おおひら5月号のほうで、特集ということで取り上げさせていただいたりしております。

これからも、今ご指摘ありましたとおり、玄関等でもPRをさせていただいておりますが、使い道等についてももっとPRを進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 次、佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） おはようございます。

専決処分の報告ですので、あまり丁寧な説明だったもんですから質問考えたんですけども、これから補正予算は予算関係の議案、今後のためにですね、今回、これら予算書、事項別明細書と事業別補足資料、二本立てで提出されています。これは、3月定例会での意見を受けてというふうに理解しているんですけども、今後もこういう方式、二本立てでいくものか。

過去の、確かにいろいろシステムから出てくるやつを貼付けするなり、苦勞なさっての議会提案という姿を過去は取ってきたと思うんですけども、どうもタブレットなもんですから、なおさら見づらい、理解しにくい点あります。

今後もそういう考えでいくのかということが一点と、あと歳出ちょっと確認させていただきますが、確認です。

1つは、17ページの3款民生費の児童福祉費関係ですね。

説明いただきましたけれども、今回はこのように補正額400万超えて大きいんですけども、これは国の制度の改正というか、制度替えによる今回こういう措置を取るというふうに理解したんですけども、それでよいのか。

あと、もう一点。

学校給食、教育費の保健体育費、20ページですね。

これ物価高騰ゆえに今回も追加ということですけども、3月補正でも103万5,000円見ますと、追加していました。こういう経済情勢からして仕方ないとは理解するんですが、8年度の当初予算の考え方としては、やはり不足を生じるという見通しにあるのかどうか。その点伺いたいと。

以上、3点お願いします。

議長（高橋浩之君） まずは、様式の在り方については、財政経営課長。

財政経営課長（関内秀博君） 1問目の予算書の様式ということで、3月の定例会から分けて

ということになりましたが、ほかの自治体でも事業のほう細かく事業名、予算書に入っていないというのがあります。

それで、以前は職員が、一度システムから吐き出したものを加工する形で、事業が漏れていたり、誤りになっていたりしていたもんですから、今後も、このやり方を進めていきたいなと思っておりますので、前に戻すことは考えてございません。

議長（高橋浩之君） 次に、児童福祉費関係。こども未来応援室長。

こども未来応援室長（小川純子君） お答えします。

こちらの委託料の件ですけれども、佐野議員のおっしゃるとおりに、子供たちが通所している保育施設のほうで、処遇改善ということで、保育士の給料上昇分のところが国からパーセンテージ、この分を引き上げるようにということで通達が進みまして、そちらの計算をさせていただいたところ、当初予算の額では足りないということで、専決のほうで予算をいただいたものでした。

議長（高橋浩之君） 学校給食関係は、学校教育課長。

学校教育課長（布施智宏君） 7年度の不足につきましては、まず、米飯における掛かり増し経費が発生したということが大きなものとなっております。

8年度の予算につきましては、まだこの米の価格の上昇幅がまだ見えないことから、状況に応じた補正が必要になるかと考えております。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 歳出2点については理解しました。

様式関係ですけれども、この事業別補足資料は、システムから出たやつそのままですか。というのは、例えば、歳出、今説明の15ページ、総務費の一般管理費、14節工事請負費93万1,000円の減。これ補足資料を見ますと、事務連絡費93万1,000円減になっているんですが、総務物件費の項目になるのではないのかなという疑問を持ったもんですから。伺います。

議長（高橋浩之君） 財政経営課長。

財政経営課長（関内秀博君） 先ほど当初にご説明申し上げまして、事業欄の事務連絡費のほうに工事請負費で、当初、ときわ台集会所の駐車場整備工事とか予算を置いていまして、物件費のほうは、財源の入替えありましたので、ここに数字が入ってこないということでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君）　そうしますと、ときわ台のその事業の関係は、当初から事務連絡費の区分で予算計上していたということですか。総務物件費ではなく。はい。理解しました。

議長（高橋浩之君）　次に、鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君）　第3表、地方債の補正なんですけれども、ちょっと教えていただきたいと思います。

　限度額が、補正後300万円減りますというお話ですけれども、この限度額が減るというのは、どういう理由になるのかなと。また、下も同じように600万ぐらい減っておりますけれども、これについてどういうものかちょっとお伺いしたいと。

　また、起債の方法ですけれども、普通貸借または証券発行とありますけれども、これはどちらを想定してやっているのか。あとは、5%以内という利率ですけれども、これらについては、実際的にはどのぐらいの利率になっているのか。償還の方法にもいろいろずっと書かれておりますけれども、具体的には、こういうことが発生しているのかどうか。その辺を教えていただきたいと思います。

議長（高橋浩之君）　財政経営課長。

財政経営課長（関内秀博君）　今回の下がった部分につきましては、先ほどもご説明申し上げましたが、7年度の事業の実績に伴いまして、必要な分だけを措置するということで減額の補正をしております。

　償還の方法等中身につきましては、これまで変わっておりませんが、総務省で定めている地方債計画では、起債の種別によって国の融資もしくは民間資金で使うということで定められておりまして、それに従って借入れを行っております。

　民間資金につきましては、やはり利率的には3%前後で来るのが今現状では利率になりますので、1回この5%以内ということで定めております。

議長（高橋浩之君）　鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君）　そうしますと、限度額イコール補正後は実績というふうに理解していいのか。

　そうすれば、先ほど普通貸借または証券発行となっておりますけれども、これはどちらかということで実績になれば、確定していると思いますので、起債が同左というふうなことになる、どっちかよく不明になってしまうのではないかなと。

　同様に、利率も5%以内となっておりますけれども、今のお話ですと3%というふうなことで確定しているとすれば、補正後、同左というふうな書き方になっておりますけ

れども、こういう書き方でいいのかなということで、ちょっと思いました。

また、債権の方法ですけれども、これについては説明がございましたが、この辺については繰上償還とか何か、その辺の借換えとか何かというのは実際的にはあるのかどうか。その辺実績であれば、同左という書き方ですとちょっとよく理解できないなと思いましたので、その辺、再度教えていただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 財政経営課長。

財政経営課長（関内秀博君） 大変失礼しました。

まず起債の方法、普通貸借、証券発行ということで、7年度につきましては、普通貸借という借入れでやっております。

利率なんです、事業完了が3月末までやりまして、その後、東北財務局なり国のほうへ申請、確定の申請をすると、やはり借入れが4月以降になりますので、その時点では利率が分からない部分もあります。民間資金は特に、見積りを取りまして、複数の金融機関から見積り取って借入れを行っておりますので。ですので、この辺がはっきりしていない部分がありますので、5%以内ということでしております。

先ほど議員おっしゃられた繰上償還等々につきましては、実績はございません。

以上です。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） ご丁寧にご説明いただきまして理解はいたしました、補正後というふうなことで、同左という書き方じゃなくて、できる限り実態に合った書き方をさせていただくと我々も理解しやすいと思いますので、もし可能であれば、次回からはもう少し実態に合った書き方、同左ということじゃなくて、その辺を踏まえて記載をしていただくとありがたいと思いました。

以上です。

議長（高橋浩之君） 財政経営課長。

財政経営課長（関内秀博君） 今議員おっしゃったことも踏まえて、今後、考えてまいりたいと思います。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第15 議案第21号 大衡村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を
改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第15、議案第21号、大衡村長等の損害賠償責任の一部免責に関する
条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（後藤広之君） おはようございます。

それでは、議案書15ページをお願いいたします。

議案第21号、大衡村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を次のように
改正するものでございます。

今回の条例改正につきましては、地方自治法施行令の一部改正に伴いまして、当該施
行令を引用している箇所の条ずれに伴う改正となっております。

改正箇所につきましては、第2条の損害賠償責任の一部免責の中の地方自治法施行令
第173条の4第1項第1号を第173の5第1項第1号に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和8年9月24日。こちらは、地方自治法の一部を
改正する法律の規定の施行日になります。この施行日から施行するものとするもので
ございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声
あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第22号 大衡村児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

議長（高橋浩之君） 日程第16、議案第22号、大衡村児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。こども未来応援室長。

こども未来応援室長（小川純子君） おはようございます。

議案第22号、大衡村児童館の設備及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書につきましては、17ページをお願いいたします。

改正事由としましては、運営協議会の規定等の所要の改正を行うもので、第2条、設置の規定につきましては、児童福祉法の引用条例の条ずれを改正するもので、第16条、運営協議会の規定につきましては、第2項の村長が委嘱するものの規定において、第3号中のもののうち団体の解散等を受け、婦人会等を削り、併せて字句の修正を行うものでございます。

附則としましては、施行日は公布の日から施行するものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 協議会の委員の数は10名以内となっていて、村長が委嘱するということになっております。ここに、1、2と、あと4が略されておりますけれども、その10名以内としている人数、今何人おられるのかということと、それから、1、2、3、4とあるわけなんですけれども、その10名以外の方がどこに所属しているのか。それをお聞きしたいということと、それから、この区長と分館長の長の字を取ったということ。なぜこのように取られたのかということ。婦人会と若妻会はなくなりましたので取るのは分かりますけれども、この長という字を取ったこの理由。それをお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） こども未来応援室長。

こども未来応援室長（小川純子君） まず今現在、運営委員会の人数ですが、8名となっております。

その8名の内訳としましては、1号委員として大衡村社会協議会。あと2号委員として大衡村民生委員の協議会として副会長のほうを委嘱しております。児童委員を代表す

る者となっております。3号のほうが行政区長、分館長、子供会等の委員として、今、行政区長会から1名。公民館分館長会から1名と、大衡村子供会の育成連合会から1名のほうを委嘱しております。4号として、知識を有する者となっております、大衡小学校校長、小学校PTAの副会長、あと大衡村教育委員会のほうから社会教育課の課長が委嘱しております。

また、3問目の質問のなぜ行政区長、分館長の長を外したかということで、今回この婦人会と若妻会を外したときに、全て青年会に合わせまして、組織名称で整理をしたほうがよいのではないかということで、そこで修正をさせていただいたとなります。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 内容は分かりました。

行政区、それからあと分館となりますと、行政区の中に分館があるんですよね。もう長と言われればなるほどと思うんですけども、何かこうしっくりこないなあという感じがしたんですよ。

各行政区の組織としては、行政区の中に分館というのがあって、その分館がその活動しているということになっているんですよね。だから分館というより、何か分館を代表するというと分館長と庶務、会計しかいないんですよね。3人しかでね。あと行政区と言われれば、区長さんと副区長さんいるところあるかどうか分かりませんが、私の行政区には、庶務、会計さんと、それから監事さんがおられるというふうな。あとそのほかに班長さんがおられるという。そういう組織になって動いているわけなんですけれども、何かこう分館って切られると何か、どこにどっから出てきたらいいのかなというふうに思うんですけども、その辺どう考えますかね。

議長（高橋浩之君） こども未来応援室長。

こども未来応援室長（小川純子君） こちらのほうの字句の修正をするときに、文屋議員のお話のあったとおりに、そこを、長を抜かしたときに、言葉のところのところが曖昧になってしまったりとか明確化になってこなかったり、あと分館というとどうしても建物をイメージしたりとか、いろいろそういう話も踏まえたいろいろと検討した結果だったんですけども、そちらの後ろのほうに言葉にかかってくる行政区や分館等、青年会等の地域組織を代表する者というところに言葉をかかってくるので、分館の地域組織を代表する者ということで分館長って、そこで網羅されて認識できるんじゃないかということで、長を外させていただいたという経緯がありました。（「分かりました」の声あり）

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第23号 大衡村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第17、議案23号、大衡村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。こども未来応援室長。

こども未来応援室長（小川純子君） 議案第23号、大衡村子ども・子育て会議に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書につきましては、19ページをお願いいたします。

改正事由としましては、令和8年4月1日の行政機構改革により、事務の所管移行に伴い、事務執行の所管を明確にするために、第9条、庶務の規定につきまして、健康福祉課からこども未来応援室へ改正するものでございます。

附則としましては、施行日は公布の日から施行し、条例改正後の本条例の規定は、令和8年4月1日から適用するものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） ただいまの説明で理解はするんですけども、この今年4月の機構改革からした場合に、こども未来応援室。これ、課の設置条例を見た場合に、あくまでも健康福祉課の係にすぎない位置づけなんですよね。課の設置条例による事務分掌を見れば、改めてこのような改正は必要としないのではないかなあというふうに理解するんですが、その点いかがですか。

議長（高橋浩之君） こども未来応援室長。

こども未来応援室長（小川純子君） 課内室ではあるものの決裁権のほうをこども未来応援室

のほうに所管をいただいたということもあり、そこを明確に整理するものとして整理させていただいたのが1件と、それから行政組織規則のほうの第30条関係の別表第2表中において、大衡村児童館運営協議会の主管課・室をこども未来応援室と改正しておりますので、そこに合わせまして、本条例の庶務においても同様の整理として、こども未来応援室として改正させていただきました。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） 今回4月1日から機構改革を行いまして、昨年12月に課の設置条例改正させていただきまして、また、併せて今室長から説明ありましたとおり、行政組織の規則の一部を改正させていただきました。

その際に、健康福祉課内に課内室ということでこども未来応援室のほうを整備させていただきまして、併せて以前から説明させていただきましたとおり、事務決裁規程なんかも改正させていただきまして、室長に決裁権も持つという形で改正をさせていただいたものでございます。

ということで、健康福祉課から決裁権のほうもこども未来応援室長のほうへ持つような形に改めておりますので、そういったことから、先ほど室長説明ありましたとおり、今回その事務の取扱いがこども未来応援室になるということで、今回ちょっと改正漏れという形に結果的になってしまったんですけれども、改めたほうが良いということで今回提案をさせていただいたものでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 行政組織規則の理解からすると運用的には、今、室長と総務課長の説明で理解するんですけれども、あくまでも行政組織規則、規定ですので、そういうことであれば、課の設置条例の中でも、健康福祉課という課の位置づけだけでなく、この未来室の位置づけも、健康福祉課の公規定というか、何がしかの規定が必要としたのではないかなと思います。その点いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） どちらで。総務課長。

総務課長（後藤広之君） そうですね。今回の子ども・子育て会議の部分の庶務の部分につきましても、行政組織の規則改正の事務分担の中で、こども未来応援室の所管に入るという形になっております。

あわせて、事務決裁規程のほうも見直しをさせていただいて、室長のほうにこの決裁権があるという形になっておりますので、課内室ではあるんですけれども、その取扱い

事務のする部分につきましては、あくまで室長のほうの決裁権の部分になりますので、今回その改正について提案をさせていただいたということでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 理解はしますけれども、課の設置条例においては課内室という位置づけ、どこにもないわけですね。それからすると、規則の運用上、説明いただいているわけですが、それで問題ないのかなあというふうに感じたゆえに質問、確認させていただいた次第です。

以上です。

議長（高橋浩之君） ここで、休憩といたします。失礼しました。鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） 今の関連でちょっとお伺いしたいんですけれども、全体が見えないんであれなんですけれども、庶務が応援室というふうなことであれば、所管がこども未来応援室であれば、庶務というのは、この条が必要なのかどうかちょっと全体が見えないんであれなんですけれども、これ極端な話しすれば、主管がこども未来応援室なんで、庶務がこども未来応援室って処理するというのは、何かこう必要なのかどうか。ちょっとその辺お伺いしたいんですが。

議長（高橋浩之君） こども未来応援室長。

こども未来応援室長（小川純子君） 必要に応じておりますので、そちらのほうを規定しております。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） 会議の条例全体をこども未来応援室が全部担当するという事で、庶務についてまた記載をしなきゃいけないものなのかどうかということなんです。

議長（高橋浩之君） こども未来応援室長。

こども未来応援室長（小川純子君） 子ども・子育て条例の中に庶務を規定するという事で、質問でよかったでしょうか。

議長（高橋浩之君） 子ども・子育て会議……

こども未来応援室長（小川純子君） 条例の中に庶務の規定をあえて必要かどうかという質問でよかったでしょうか。違いましたらもう一度お願いします。

議長（高橋浩之君） じゃあ、質問の内容。2 回目の質問としてごゆっくり。

3 番（鈴木和信君） 全体的なものが見えないんであれですが、ここって言っているその会議というのは、全て所管しているのが、未来応援室で全部やっているということで、

この庶務をぼんと第9条に出ているというふうなことについて全体が見えないんでという話は、この条項が、その庶務をすることで絶対必要な条項なんですかというふうなことをお伺いしたかったんですけども。

議長（高橋浩之君） こども未来応援室長。

こども未来応援室長（小川純子君） こちらの子ども・子育て会議の会議のほうは、こども未来応援室のほうで行っている会議となりますので、そちらのほうを庶務としてこども未来応援室ということに、先ほども説明したとおりに所管を明確にするために、そちらのほうに規定をさせていただいているものでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木議員、今の答弁で。

3番（鈴木和信君） すみません。全体が見えて質問しているんでないんで、ここだけがちょっと抽出してなっているんでね。多分もしかしたら、室長がお話ししていることが正しいのかとは思いますが、そういうことからすると、全体見たときに、主管しているところで、庶務はまたね、そこでやりますよというのは何かそこだけ見るとおかしいねというような感じがするんで、ちょっとそういうことだから、この庶務がなきゃいけない条項なんですよということが、もし説明できればちょっと説明をしていただくとありがたいということでございます。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） 今回の条例にかかわらずですけども、こういった会議を整備している立てつけの中で、その設置の定義とか目的とかありまして、その中で、一般的に事務を取り扱う所管課を定めているというのが一般的に定めありますので、今回条例改正ということで、もともとのその条例の中でも、その取扱い、所管を明記しておりますので、その部分について改正するというので、今回の条例にかかわらずになりますけれども、一般的に所管する事務について明記しているというのがほかにもございますので、そういったことでご理解をいただければと存じます。

議長（高橋浩之君） よろしいですか。（「分かりました」の声あり）ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開を11時15分いたします。

午前 11 時 08 分 休 憩

午前 11 時 15 分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 18 議案第 24 号 令和 8 年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第18、議案24号、令和 8 年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題いたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。財政経営課長。

財政経営課長（関内秀博君） それでは、議案第24号を別紙でご説明申し上げます。

別紙の 1 ページをお開き願いたいと思います。

令和 8 年度大衡村一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正に係る規定でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ903万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億8,903万円とするものでございます。

第 2 条は、地方債の補正に係る規定でありまして、第 2 表でご説明申し上げます。

5 ページをお願いいたします。

第 2 表、地方債の補正でございます。

追加が 2 件、変更が 1 件でございます。

追加の 1 件目は、脱炭素化推進事業債で、パークゴルフ場交流館のLED改修事業に充当するもので、限度額を330万円とするものでございます。このLED改修事業につきましては、下段の 2 の変更にも記載してございます公共施設等適正管理推進事業債として、当初、長寿命化計画の一本化で予算を措置しておりましたけれども、先日、県と今年度の起債協議行った結果、LEDの改修事業に関しましては、この脱炭素化推進事業債が適債事業であるという協議結果を受けましたことから、今回、起債の種別を変更いたしまして、こちらに330万円を追加し、公共施設等適正管理推進事業債を同額分減

額したものでございます。

追加２件目の緊急防災・減災事業債につきましては、防災行政無線放送施設設置事業に充当するもので、限度額を1,050万円とするものでございます。

続きまして、補正の内容について事項別明細書でご説明申し上げますので、８ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございます。

16款２項７目特定防衛施設周辺整備調整交付金998万2,000円の減につきましては、１次分の内示額に合わせまして、説明記載の２つの事業に係る充当額を減とするものでございます。

17款２項４目農林水産業費県補助金586万1,000円の増につきましては、説明記載の２つの事業に係る増減でございまして、県からの内示通知に基づき、歳出事業の生産調整推進対策事業並びに地域農業構造転換支援事業にそれぞれ充当するものでございます。

17款３項１目総務費県委託金８万7,000円の減につきましては、経済センサス活動調査に充当するものでございます。

19款１項２目指定寄附金150万円の増につきましては、村内企業１社からの指定寄附でございます。

20款２項８目赤水処理施設維持管理基金繰入金112万8,000円の増につきましては、大衡村排水処理施設維持管理費に充当するものでございます。

22款４項１目雑入11万円の増につきましては、村内企業１社からの万葉の森橋に係るネーミングライツ料でございます。

次の９ページをお願いいたします。

23款１項１目土木債につきましては、先ほど第２表の地方債補正でもご説明申し上げましたとおり、万葉クリエートパーク、パークゴルフ場交流館ＬＥＤ改修工事について地方債の種別を変更したことに伴いまして、細節の振替補正でございます。

４目消防債1,050万円の増につきましては、防災行政無線放送施設設置業務に充当するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

１款１項１目議会費277万円の減につきましては、４月１日付の人事異動に伴います人件費の調整でございます。

この後、人件費に係る部分につきましては、説明を割愛させていただきますので、お願いいたします。

2款1項1目一般管理費3,746万3,000円の減につきましては、次の11ページにかけて記載しておりますが、人件費の調整のほか昨年まで派遣しておりました宮城県名古屋産業立地センターへの派遣が終了したことに伴いまして、派遣職員の旅費やアパート借上げ料の減が主なものでございます。

2目文書広報費の備品購入費につきましては、写真データ等保存用外付けハードディスクの購入経費でございます。

次の12ページの6目企画費1,108万4,000円の増につきましては、主なものといたしまして、人件費の調整のほか11節役務費17万円は、移住・交流地域おこしフェアへの出展料。

12節委託料150万円は、村内立地企業からの指定寄附を活用いたしまして、デマンド型交通車両3台分へのラッピング経費でございます。

14ページをお願いします。

5項2目指定統計調査費8万6,000円の減につきましては、経済センサス活動調査に係る県委託金交付決定通知に伴いまして、経費の見直しを行ったものでございます。

3款2項4目児童館費11万7,000円の増につきましては、火災受信機の更新に係る経費でございます。

16ページをお願いいたします。

2目母子保健費は11万5,000円の増。

4目環境衛生費827万2,000円の減につきましては、人件費の調整でございます。

17ページをお願いいたします。

5款3目農業振興費676万8,000円の増につきましては、まず10節の需用費90万7,000円につきまして、ウッドチップの修繕に係る経費でございます。

18節負担金、補助及び交付金586万1,000円につきましては、説明記載のとおり県からの内示及び配分通知に伴う各補助金の経費でございます。

18ページをお願いいたします。

7款2項1目道路維持費と2目道路新設改良費につきましては、いずれも財源の入替えでございます。

4項2目の公園費につきましては、先ほど歳入でもご説明申し上げましたが、地方債

の種別変更に伴いまして、歳入の細節の振替補正によるものでありまして、財源はプラス・マイナス・ゼロの振替となりますので、財源の内訳は空欄の表記となっておりますが、予算書の作成上、充当先である歳出の款項目を表示する必要があるため、このような計上としているものでございます。

次の3目下水道費161万2,000円の増につきましては、下水道事業の人件費分に係る補助金となっております。

8款1項5目防災無線費1,050万円の増につきましては、防災行政無線放送施設設置事業の実施設業務に係る経費でございます。

19ページをお願いいたします。

9款1項2目事務局費238万1,000円の増につきましては、人件費の調整のほか、17節90万4,000円の備品購入費につきまして、人事異動に伴いまして増員となりました大衡中学校教員の業務用パソコン購入に係る経費でございます。

4項1目社会教育総務費95万5,000円の減、次の20ページの2目公民館費569万円の増につきましては、職員並びに公民館と図書室の会計年度任用職員の人件費の調整となっております。

6目美術館管理費94万6,000円の増につきましては、ふるさと美術館常設展示室内のエアコン1台の更新工事に係る経費でございます。

5項3目学校給食センター管理費187万1,000円につきましては、人件費の調整でございます。

21ページをお願いいたします。

10款1項2目大衡村排水処理施設維持管理費112万8,000円の増につきましては、人件費の調整のほか、12節の委託料から15節の原材料費までにつきまして、パッシブトリートメント導入等検討委員会が出ました意見を踏まえまして、新戸口、榎田両地区において追加で必要となった作業に要する経費でございます。

13款1項1目予備費261万3,000円の増につきましては、財源調整でございます。

なお、次の22ページ以降につきましては給与費明細書を掲載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。ないですか。ない。質疑がないようです。佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 歳出、2 点ほど。

詳細説明いただいて本当に質問する点ないんですけれども。

12ページの指定寄附に伴うデマンド交通3台に対するラッピング。これ具体的にどう
いうものを予定しているのかと、それから、タブレットに何ページというのが……20ペ
ージですね。美術館の工事請負費。エアコン設置という、暑くなってきたんですが、故
障しているという中で、今現在どういう対応をしているのか。その2点伺いたいと思
います。

議長（高橋浩之君） まず、デマンドラッピングに関して、企画広報課長。

企画広報課長（渡邊 愛君） デマンドの車両のラッピングについてご説明をいたします。

8ページの歳入のところでも19款2項のほうで指定寄附ということでご説明をさせて
いただきましたが、このたび村内に立地しております企業であります、中央精機東北
株式会社様よりデマンド型交通に何か協力できることはないかというお話がいただきま
して、かねてより常任委員会等でもご指摘をいただいておりますのらいんのほうです
ね。マグネットシートはつけておるものの、なかなか目立たないんじゃないかというこ
ともありましたので、担当課といたしまして企業様のほうに、それでは車のラッピング
をしていただけませんか。もう少し全体的に、側面、前面、後ろ面、両側面ですね。
そういったところにラッピングをしていただけませんかというお話をさせていただいた
ところ、快くお引き受けいただいたということでありまして、今回、歳出のほうでも、
企画費のほうで、そのような措置をさせていただいたということで、現行3台運用して
おりますので、おおよそ150万円ということで、1台当たり50万円程度で見ているもの
でございます。

議長（高橋浩之君） 次に、社会教育課長。

社会教育課長（堀籠緋沙子君） 美術館のエアコンの故障しましたのが3月の年度末でしたの
で、その当時はファンヒーターを持参しましてしのいでおりましたが、現在暑くなって
きましたので、ロビーのエアコン、それから展示室は二階建てになっておりますので、
2階のエアコンをつけまして、1階の展示室のエアコンの故障を補っているものでござ
います。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） デマンドラッピング、具体的にどういうデザインやらを予定しているの
か質問したつもりでした。

それからあと美術館については、今そういう対応していると。展示物に対する影響を考えた場合、温度管理が非常に大事な美術館がなというふうに思うわけでありましてけれども、今回、予算通った後は早急に進める必要があるんでないかと思いますが、その点について伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） それでは、企画広報課長。

企画広報課長（渡邊 愛君） すみません。失礼いたしました。

ラッピングのデザインについては、今、鋭意担当のほうで原画を作成している状況でございます。

議長（高橋浩之君） 美術館関係で、社会教育課長。

社会教育課長（堀籠緋沙子君） 議員おっしゃるとおり美術館の温度管理というのはとても大切なものですので、本日も可決いただきましたら、早急に契約のほうを進めていきたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 今回、ラッピングについてはそういう指定寄附ということで、非常に企業立地奨励金も出している我が村ですので、ぜひ今後も企業さんのほうから、いろいろなこういう、考えていただく場合もあるのかなと思うんですけれども、ぜひ今後も、企業から財源確保するという意味合いで努力していただきたいというふうに思います。

あと美術館については、やはり早急に今課長答弁のとおり早急に進めて、展示物の維持管理に当たっていただきたいと。

答弁は別にいいです。以上です。

議長（高橋浩之君） 次に、山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 私についてはね、17ページの農林振興費の中でですね、需用費で、小川議員もチップパーの関係、一般質問ありました。

修繕費で90万ということでのせられております。常任委員会でも、一部ですね、エンジンの故障ということでは受け賜ってはいるんですが、その辺、金額ちょっとびっくりしたのは正直な話で、そして今現在、この修繕終わっているのか。今使える状態になっているのかをお願いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 農業振興課長。

農業振興課長（鈴木智義君） 今現在、ウッドチップパーのほう使えない状況になってございます。

内容につきましては、エンジン自体のピストンがもう壊れてしまっているということで、エンジンが全く動かない。分解して確認もしたんですけれども、中がしっかり割れてしまっている状態になっていまして、いわゆるエンジンの載せ替えが必要になってございます。

ですので、こちらも多くの方が待たれている事業になりますので、今回、補正お認めいただきましたら、早急に修繕をかけまして、貸出しをスタートしたいというふうに考えてございます。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 需要があるということで認識はしているんですが、小川議員申したとおり古くなればだんだん故障も多くなってくると思いますんで、新たな購入なんかも考えながら需要に応じた対応が望ましいのかなというふうに思っております。その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 農業振興課長。

農業振興課長（鈴木智義君） 一般質問のほうでも村長から答弁していますけれども、そうですね、今後の考え方につきましては、利用状況、あとは既存の機械、そういったものも勘案しまして、考えていきたいというふうに考えています。よろしくお願ひします。

議長（高橋浩之君） 次に、石川 敏君。

11 番（石川 敏君） 無線放送の更新の実施設計について伺います。

今回1,050万でしたかね、設計費ということですが、実施設計委託の、全員協議会で概要の説明を受けましたけれども、実施設計委託、年度内のどういう工程で進めるのか。その概要について、まず伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） 今回の補正のほうで予算のほうをお認めいただきましたら、早急に起業伺いのほうを作成しまして速やかに、まず6月中の発注、起業に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11 番（石川 敏君） 全協においてのこのスケジュール表、いろんな工程あるわけですが、全員協議会の時点でも議員からもいろいろ意見も出ました。

内部の放送のシステムも変えるだろうし、あと設備も更新になるんでしょうね。子局なり、あと戸別受信機なり。その辺で子局も増設したいというような計画のようでした

けれども、それに対しての意見も出ています。

ですから、やっぱり設計固めるに当たって、いろんなそういった状況きちっと確認して、まず事業内容、仕様を固めていただきたいと思うんですよね。後戻りできませんので、実施設計確定すればですね。ですから、必要なものを必要な部分をきちんと設計するにしていだきたいというふうに感ずるんですよね。工事費は9年、10年になりますかね。億を超える相当の金額になってきますので、そういうことで、やっぱり実施設計をきちんと固めないと、今までもいろんなそういう設計の段階からの問題もありますので、事業によってはですね。ですから、無線放送においてもそういうこと、後戻りのならないような整備、仕様内容に考えていだきたいというふうに感じます。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） 議会全員協議会でもいろいろとご意見いただきました。

今、副議長のほうからのご意見いただいたことも踏まえて、実施設計に当たりましてはご意見のとおりですね、一度固めて工事発注すると、変更等もありますけれども、後戻りできない場合もありますので、その辺ご意見を踏まえて慎重に設計のほうを進めてまいりたいと思います。

議長（高橋浩之君） 次に、早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 補足資料の地域おこし協力隊費29万3,000円。先ほどフェアのブース出展というご説明ございましたが、こちらフェアのブース出展に費用かかるのかと、あと29万3,000円の内訳、分かれば教えていただきたいです。

議長（高橋浩之君） 企画広報課長。

企画広報課長（渡邊 愛君） お答えいたします。

まずフェアのほうは、11月14日に予定されております移住・交流&地域おこしフェアということで、地域おこしなり移住・交流に関する全国的な大規模なフェアとなっております。

内訳であります、そのための出展料ございまして、そちらが16万円となっております、そのほかに、そのための出張のための旅費等々が内訳となっております。そのほか、その地域おこし協力隊の総額29万3,000円ほどの総額の中には、別途そのほかの人員費等も入っておりますので、全てがそのフェアの出展分であるということではございませんので、ご承知おきいただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2 番（早坂美華君） このフェア出展費16万。こちらはフェアは1日なのか、数日にかけて行われるのかと、あと、一緒に職員の方と隊長だけ行くのか、職員何名かと一緒に行くのか、お伺いします。

議長（高橋浩之君） 企画広報課長。

企画広報課長（渡邊 愛君） 地域おこしフェアそのものは2日間開催されますけれども、今回が初めてということもありまして、あくまでブースの出展は1日限りということで考えております。1日の出展料という考え方でございます。

あと出張のほうにつきましては、当然地域おこし協力隊も参りますが、当課の職員1名も随行する予定としております。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2 番（早坂美華君） こちら移住・交流や地域おこし隊の方のフェアは、じゃあ例えば、大衡村をどのようなPR、PRチラシはどのようなものをお配りしているのかと、それに附属して、缶バッジとかピンバッジとか、あと食器スポンジとかを、どういうものを一緒に差し上げているのかお伺いします。

議長（高橋浩之君） 企画広報課長。

企画広報課長（渡邊 愛君） どういったものを持っていっているかということですが、このフェアについては今回初めてですので、今からいろいろ計画を立てて、チラシなんかも手作りでポスターなんかも作ってご覧いただいているかと思いますが、そういったものを各種用意して持っていきたいと。ダムカレーなんかのポスターとかチラシ等もありますので、例えばそういったもの。あとはご指摘のとおり村としてもいろいろなノベルティー作っておりますので、作成課の協力も得ながら、ひら麻呂グッズとかですね、そういったものも持参して、地域おこし協力隊の活動をPRすると同時に、移住・交流ですので、大衡村に関心を持っていただくように、そういったチラシ等も作成既になっているものもございますし。あとは、お客さんを引きつけるためというとあれですけども、これまでですと、村じまんの煎餅を、お客さんを寄せるためにぜひ来てくださいということでお渡ししたりと、そういった形になりますので、積極的にPRをしていきたいなというふうに思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 次に、鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） 18ページの土木費の関係で、下水道費の補正に161万2,000円ってありまして、説明に公営企業補助金下水道事業とありますけれども、この中身について一つお

伺いたいというのと、あとは21ページ、災害復旧費です。

上北沢と煤田排水処理場ですけれども、今、パッシブトリートメント方式ということで非常に成果が出て、素晴らしいと私は思っております。

そういうことからして、今現在の鉍毒水の2割とか幾らは、今そっち側に試験的に流していると思いますけれども、その、今回112万ほど業務委託するというようなことでここに料金のついておりますけれども、この詳細はどういうものなのかなということがお伺いしたいと。

また、これまで指定管理料として数千万お支払いをしていると思いますけれども、その処理が、そちらに2割とか行くことによって指定管理料が減額するとかですね、何かというような考えはあるのかなということと、あとは今年指定管理料の見直しになりますけれども、最終的には、今からの5年間、これ大変多額でございますのでね。そういうふうなことで、このパッシブトリートメント方式が完全に移行がいつ頃を予定して、そういうふうなことで、そういうふうな指定管理料に反映していくのかどうか。その辺の考えをちょっと参考にお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 上下水道関係は、上下水道課長。どっち。両方。都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） 下水道事業への補助金につきましては、後ほどご説明あると思うんですが、議案第26号での下水道事業の補正予算の内容とはなりますけれども、基本的に下水道事業での3条予算での不足額、下水道事業につきましては、一部法適用事業ですので、そちらの不足額を村の補助金で賄うというものの補助金になります。

以上です。

議長（高橋浩之君） パッシブは、農業振興課長。

農業振興課長（鈴木智義君） まず、委託料などの補正につきましては、今回実験施設完成しております。それに伴いまして、今後は職員による採水行いまして、そのデータを蓄積していくことになるんですけれども、その採水に伴いまして、職員の安全確保のための階段やはしご、あとは門扉。そういったものの設置に伴う委託料という形になってございます。

また、今後の指定管理の考え方につきましては、現在我々のほうでも本格稼働施設の本格稼働に向けて今進めているところではございますけれども、そちらのほうは何年度になるかというものによって、まず、今現在の施設をどこまで維持していかなきゃいいのかというのが変わってきます。実際に本格稼働施設が出来上がっても、すぐに全量を

流すことができない場合もございます。そういったことから、ちょっと指定管理の関係につきましては、現在我々のほうでもどこまで指定管理にお願いするか。あとは、指定管理ではなく委託料にすべきかと。そういったものを検討している段階になりますので、ご理解をお願いします。

また、完成年度につきましては、正直言いますと、今回の実験施設の水質データの蓄積によりまして、委員の先生方からこの施設でいけるというゴーサインをいただきましたら、それに見合った面積規模、あとは流量ですね、そういったものを検討した段階で決定していきますので、なかなかここまでという話はしにくいところはあるかもしれませんが、担当課としましては、令和10年には何とか稼働施設を完成させたいというイメージは持っておりますけれども、そちらにつきましては、大きく前後する可能性もございますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） 本当に上北沢については非常にすばらしい施設でございますので、早急にやって、今現在ある基金ですね、あれがあまり使うことなければ非常にいいなと思っておりますので、さらに努力をしていただきたいと思いますけれども、实际的に委託料と言っているのは、そういうはしごとか何かというようなことを造るということで、必ず委託しなきゃいけないのかどうかちょっとね。本来であれば村の人たちで、村ってか役場のね、方々で、できる範囲の話でないかなと、今思ったのはね。だから必ず委託するようなことでなくてもいいんじゃないかと、今、市町村によっては市町村にそういうふうないろんなことをやっている課もあるようでございますのでね、そういうのもやっていただくといいかなと思いました。

またあと、先ほどの公営企業関係の補助金ですが、国とか何か払って、残り分足りない補助金を村で払うという話ですけれども、この全体計画はどのぐらいの補助金があって、村でそのうちの何パーセント払うということで積算してあるのか。もし分かれば伺いしたいと。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） 補助金というのは、その性質がちょっと違まして、その国庫補助だとかではなくて減収補填という意味合いですので、公営企業に対しての村からの補助金という扱いになります。

議長（高橋浩之君） 農業振興課長。

農業振興課長（鈴木智義君） お話あったとおり、我々も自分たちでできる範囲のことはなるべく直営でやるということも考えてございますけれども、今回、門扉の設置であったり、いわゆる階段の設置であったり、そういったものにつきましては、ちょっと技術的なところもございますので、委託させていただくということでございます。よろしくお願いします。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） ただいま減収補填というお話をされましたが、減収補填は、最終的には161万2,000円というのは、何ぼに対しての減収補填として126万というのは積算して出したのかということをお伺いしたんですけれども。分かりますか。

議長（高橋浩之君） いいですか。都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） 内容については後ほどの説明にはなるとは思いますけれども、実際には一般会計と同様、人件費の不足分の補填となります。

議長（高橋浩之君） 3 問目でしたけれども。（「いいです」の声あり）いいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 25 号 令和 8 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第19、議案第25号、令和 8 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（森田祐美子君） それでは、議案第25号、別紙でご説明申し上げますので、1 ページをご覧ください。

令和 8 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ88万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,511万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをご覧ください。

歳入でございます。

3款1項2目社会保障・税番号制度システム整備費等補助金3万7,000円の増。マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報経費に対する補助金でございます。

6款1項1目一般会計繰入金92万2,000円の減。人件費の減額によるものでございます。

次のページをご覧ください。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費90万7,000円の減。

2節から4節までにつきましては、人事異動に伴う人件費分。

10節需用費は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報用リーフレットのコピーカウンター料でございます。

8款1項1目予備費2万2,000円の増額は、財源調整でございます。

次ページ以降は、給与費明細書でございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） ちょっと聞きそびれた点確認したいと思うんですけども。

事項別の6ページ、国庫補助金で、このシステム整備費等補助金3万7,000円を受けて、歳出10節の需用費でチラシを印刷するというふうに受け止めたんですけども、マイナンバーカードと健康保険証の一本化に伴う。これ具体的にどういう、1万5,000円だけでどういうふうに予定されているのか。

それから、繰入金減額90万2,200円。この国保会計における人件費は職員1人分、たしか1人分だと理解していたんですが、そうした場合、今年度人事、要するに給与改定がなされた場合の財源的な部分は考慮されての今回減額、一般会計の繰入額を減額しているのか。その辺だけ確認の意味で伺います。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（森田祐美子君） こちら社会保障の国庫補助金につきましては、マイナ保険証及び資格確認書等の取扱いに関する周知広報経費に対する補助金として3万7,000円を歳入で計上したものでございます。

それに充当するものとしたしまして、今回、修繕料、コピーカウンター料1万5,000円ということで、加入されている方に対しまして、リーフレットのほうを印刷、コピーをいたしまして、折り込み、それから窓口のほうに配布用として1万5,000円。それから、今回補正にはのせてございませぬけれども、広報紙のほうにも、このリーフレット内容を、同じ内容を広報紙のほうに掲載する予定としておりまして、こちらの予算が2万4,000円予定しております。

ただ、印刷製本費のほうにつきましては、既に当初予算のほうで65万1,000円というような予算を取っておりますので、その中で執行可能ということで、今回は1万5,000円のための補正となっているものでございます。

人件費の繰入れにつきましては、人事異動に伴う1名分ということで、現時点での人件費の見込みということで、今後の給与改定等については含んでいないというものでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） この国庫補助絡みでのやつは、5月13日の総務民生常任委員会の資料を見て、マイナンバーカードと健康保険証の一本化に伴う周知広報費に係る補助金という内容が掲載あったもんですから、もう少し何か大々的というか大きい意味合いでの事業なのかなあと思ったら、リーフレットをコピーして該当者に、あるいは窓口で配布するということで理解しました。

それから、一般会計からの繰入れ、当初で予算計上しているわけですので、財政課のほうからはどういう意見出るかあれですけども、92万2,000円。少し国保会計のほうに残しておっても、今後のためによかったのかなあ。現段階での人件費を整理してという、精査してという説明ですけども、そうすると、仮に給与改定あった場合、また繰入れ措置をしなきゃないという二度手間になるのかなあというふうにとったもんですから質問した次第です。

最後のその点だけ伺います。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（森田祐美子君） 今後給与改定等があれば、またこの部分で職員給与費等の繰入れで増額、減額あるかと思いますが、現時点で繰入れのほうをきちっと数字のほうを合わせた形での補正ということで対応したものでございます。ご理解いただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第26号 令和8年度大衡村下水道事業会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第20、議案第26号、令和8年度大衡村下水道事業会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（芳賀 晃君） それでは、議案書第26号別紙でご説明いたします。

1 ページのほうをお願いいたします。

令和8年度大衡村下水道事業会計補正予算1号でございます。

第1条は総則について述べたもので、令和8年度大衡村下水道事業会計補正予算1号は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入及び支出について述べたもので、令和8年度大衡村下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入第1款下水道事業収益と……よろしいですか。（「1回止めて」の声あり）

議長（高橋浩之君） はい、続けてください。

上下水道課長（芳賀 晃君） 収入第1款下水道事業収益と支出第1款下水道事業費の既決予定額3億7,900万円に、それぞれ161万2,000円を増額し、共に3億8,061万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、予算に関する説明書の３ページのほうをお願いいたします。

収入からでございます。

１款２項３目１節の他会計補助金161万2,000円につきましては、一般会計からの補助金となります。

支出につきましては、人事異動に伴いまして、１款１項１目管渠費の給与101万1,000円、２節手当の72万2,000円、４節の法定福利費53万円、これらそれぞれを増額しまして、１款１項２目の浄化槽費の１節給料17万1,000円、手当37万3,000円、法定福利費10万7,000円をそれぞれ減額し、補正予定額を161万2,000円とするものでございます。

次ページの給与明細表につきましては、後ほどご覧いただければと思います。

説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開を午後１時といたします。

午後０時００分 休 憩

午後１時００分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第２１ 報告第１号 専決処分の報告について

〔大衡村税条例の一部を改正する条例について〕

議長（高橋浩之君） 日程第21、報告第１号、専決処分の報告についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。税務課長。

税務課長（早坂紀美江君） それでは、議案書23ページをお願いいたします。

報告第1号、専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

大衡村税条例の一部を改正する条例について、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、大衡村税条例の一部を改正する条例を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたもので、専決処分日は令和8年3月31日でございます。

改正内容につきましては、報告第1号別紙にてご説明申し上げますので、25ページをお願いいたします。

主な改正内容といたしましては、個人住民税の控除額等の改正、固定資産税の免税点の引上げ、軽自動車税の環境性能割の廃止による改正となりまして、併せて字句や文言の整理を行ったものであります。

第18条の3及び第19条につきましては、軽自動車税環境性能割の廃止による改正で、種別割を軽自動車税に改め、環境性能割の規定を削るものであります。

26ページから29ページの第31条、均等割の税率の表の改正につきましては、字句の修正でございます。

29ページの第33条、所得割の課税標準につきましては、次のページ、30ページをお願いいたします。特定大口株主配当等が法改正に伴い、特定配当等へ追加されたことによる改正でございます。

第34条の6は、第31条の表と同様に字句の修正となりまして、次のページをお願いいたします。第34条の7の寄附金税額控除の規定につきましては、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設によるものでございます。

第36条の2及び32ページの第36条の3の2につきましては、文言の整理、項ずれによるものでございます。

34ページをお願いいたします。

第36条の3の3、個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書につきましては、提出義務の範囲の見直しによるものでございます。

36ページをお願いいたします。

第63条は、固定資産税の免税点の規定で、家屋が10万円、償却資産については30万円

の引上げとなるものであります。

37ページの第80条から、ページ飛びまして、43ページの第91条までの改正につきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴うものでございます。

次のページ、44ページをお願いいたします。

附則の改正になりますが、第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除特例の規定になりまして、適用期間の延長による改正でございます。

45ページをお願いいたします。

第7条の3を削り、次のページの第7条の3の2を第7条の3とし、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の見直しと適用期限の延長による改正であります。

第7条の4につきましては、復興特別所得税の課税期間の延長、防衛特別所得税の創設による改正と暗号資産の所得に対する課税方式を申告分離課税に変更されることに伴う改正であります。

47ページをお願いいたします。

第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税特例の適用期間の延長及び条ずれの改正であります。

次のページをお願いいたします。

第9条の2は、復興特別所得税の課税期間の延長、防衛特別所得税の創設によるもので、第10条の2は、項ずれと割合の改正で、50ページをお願いします。第26項として、改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置、わがまち特例の割合を3分の1とする規定を新たに定めるものであります。

51ページの第10条の3につきましては、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂などに係る特例措置を拡充する法改正に伴う改正であります。

54ページをお願いいたします。

第10条の4は、条ずれ等の整備。

次のページの第10条の5につきましては、能登半島地震により被災した住宅用地に対する固定資産税の特例措置を新たに定めるものでございます。

58ページをお願いいたします。

第15条の2から60ページの第15条の6までは、軽自動車税環境性能割についての規定のため、環境性能割の廃止に伴い削るものであります。

61ページの第16条及び62ページの第16条の2につきましては、軽自動車税環境性能割

の廃止に伴う改正となります。

次のページをお願いいたします。

第16条の3から65ページの第17条、66ページの第17条の2を飛ばしまして、67ページの第18条から、ページ飛びまして、73ページの20条の3につきましては、村民税の課税の特例に関する規定であります。法改正により削除された規定により整理するものであります。

恐れ入りますが、66ページまでページを戻っていただきまして、第17条の2につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税特例の見直しと適用期限の延長になります。

75ページをお願いいたします。

本改正の附則といたしまして、第1条の施行期日につきましては、令和8年4月1日を原則施行日とするものですが、第1号から第4号の改正規定につきましては、それぞれ記載の施行期日とするものであります。

なお、76ページの第4号にあります金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の法律番号が空欄となっておりますが、令和8年4月10日に国会に提出され、まだ成立がされていないため、成立後の番号が決定次第、付するものであります。

第2条につきましては、村民税に関する経過措置。77ページの第3条は、固定資産税。78ページの第4条は、軽自動車税に関する経過措置についての定めでございます。

第5条につきましては、大衡村税条例等の一部を改正する条例の一部改正の規定で、平成26年改正条例の附則の改正となります。

説明は以上となりますので、専決処分のご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 以上で報告を終わります。

日程第22 報告第2号 専決処分の報告について

〔大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について〕

議長（高橋浩之君） 日程第22、報告第2号、専決処分の報告についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。税務課長。

税務課長（早坂紀美江君） それでは、議案書79ページをお願いいたします。

報告第2号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書、大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたもので、専決処分日は令和8年3月31日でございます。

改正内容につきましては、報告第2号別紙にてご説明申し上げますので、81ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、課税限度額の引上げと新たな子ども・子育て支援納付金課税額の設定、低所得者の軽減措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しであります。

第2条、課税額の規定につきましては、第1項に子ども・子育て支援納付金課税額を追加し、次のページをお願いいたします。第2項の基礎課税額限度額を66万円から1万円増額の67万円とし、第3項は字句の追加。新設の第5項として、子ども・子育て支援納付金課税額限度額を3万円とするものであります。

83ページをお願いいたします。

第3条の基礎課税額の所得割額の規定につきましては字句の修正で、次のページをお願いいたします。第9条の3から第9条の6につきましては、子ども・子育て支援納付金課税額に対する賦課区分の規定で、第9条の3の所得割額については100分の0.25、第9条の4の均等割額については1,027円、第9条の5の18歳以上被保険者均等割額については91円、第9条の6の平等割については、次のページをお願いいたします。第1号の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯については、806円を基本として定めるものでございます。

第23条の国民健康保険税の減額の規定におきましては、基礎課税額限度額の引上げと子ども・子育て支援納付金課税額限度額を追加し、86ページの第2号の5割軽減の判定所得を30万5,000円から5,000円増額の31万円に。87ページの第3号の2割軽減の判定所得を56万円から1万円増額の57万円とし、第1号からの7割軽減の規定と合わせて子ども・子育て支援納付金課税額に対する軽減も加えるものであります。

88ページをお願いいたします。

第2項の未就学児の均等割額の軽減に関する規定と第3項の出産する被保険者の産前産後期間の軽減に関する規定に子ども・子育て支援納付金課税額を追加し、90ページをお願いいたします。第4項は、新たに18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の被保険者を18歳未満被保険者とし、子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額については、減額する規定を定めたものであります。

第26条の国保税の減免規定につきましては、第1号として、災害等による納付困難である場合を加えるものであります。

91ページをお願いいたします。

附則の改正につきましては、第2項を削り、項ずれを改めるものでございます。

ページ飛びまして、98ページをお願いいたします。

本改正の附則といたしまして、第1項の施行期日は令和8年4月1日から施行とするもので、第2項の経過措置につきましては、令和7年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとするものでございます。

改正内容につきましては以上でございますので、専決条例のご報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 以上で報告を終わります。

日程第23 報告第3号 専決処分の報告について

〔令和7年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について〕

議長（高橋浩之君） 日程第23、報告第3号、専決処分の報告についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 報告を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（森田祐美子君） それでは、報告第3号別紙でご説明申し上げますので、1ページをご覧ください。

令和7年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出

それぞれ421万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,254万4,000円とするものでございます。

専決処分の日は令和8年3月30日でございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをご覧ください。

歳入でございます。

3款1項1目保険給付費等交付金354万5,000円の減。1節普通交付金は、療養給付費等の減額相当分でございます。2節特別交付金は、交付見込みによる増額でございます。

5款1項1目一般会計繰入金67万2,000円の減。事業費確定によるものでございます。次のページをご覧ください。

歳出でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費から2項1目一般被保険者高額療養費までにつきましては、見込みによる減額でございます。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分から8ページ、4款2項1目特定健康診査等事業費までにつきましては、財源入替えてございます。

8款1項1目予備費963万1,000円の増額は、財源調整でございます。

以上、ご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 以上で報告を終わります。

日程第24 報告第4号 専決処分の報告について

〔令和7年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について〕

議長（高橋浩之君） 日程第24、報告第4号、専決処分の報告についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 報告を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（和泉雅樹君） それでは、報告第4号別紙によりご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

報告第4号別紙、令和7年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,772万9,000円とするものでございます。

専決処分の日は令和8年3月30日でございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

3款2項1目調整交付金1万8,000円の増。交付金確定による増額でございます。

5款3項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1,000円の減。交付金確定による減額でございます。

9款3項2目雑入23万3,000円の減。補助金確定による減額でございます。

7ページ、お開き願います。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費10万円の減。見込みによる増減でございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付費は、財源の入替えになります。

2款2項2目高額医療合算介護サービス費6万4,000円の増。確定による増額でございます。

3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費並びに、次のページをお願いします。

3款3項1目総合相談事業費は、財源の入替えとなっております。

7款1項1目予備費18万円の減額については、財源調整でございます。

以上、ご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 以上で報告を終わります。

日程第25 報告第5号 専決処分の報告について

〔損害賠償の額を定め和解することについて〕

議長（高橋浩之君） 日程第25、報告第5号、専決処分の報告についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 報告を求めます。総務課長。

総務課長（後藤広之君） それでは、議案書103ページをお願いいたします。

報告第5号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書、損害賠償の額を定め和解することについて。

損害賠償の額を下記のとおり定め、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

それでは事務局、資料のほうをお願いいたします。

事務局よりタブレットのほうにお示しされました専決処分書の別紙のほうをご覧くださいと存じます。

1、相手方は個人の方でございます。

2の事故の概要でございますが、令和8年1月23日午後2時頃、仙台市泉区内の県道を走行中の本村職員が運転する公用車が交差点を直進していたところ、直進レーンを走っておりました相手方の車が幅寄せ及び車線変更を行ったことが原因となり、接触した事故となっております。

3の損害賠償の額その他の和解内容についてでございます。

損害賠償額は11万7,000円で、大衡村と相手方は本件事故に関し、損害賠償以外何ら債権債務がないことを確認してございます。

なお、専決処分の日は令和8年3月30日でございます。

以上、報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（高橋浩之君） 以上で報告を終わります。

日程第26 報告第6号 令和7年度大衡村一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長（高橋浩之君） 日程第26、報告第6号、令和7年度大衡村一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 報告を求めます。財政経営課長。

財政経営課長（関内秀博君） 105ページをお願いいたします。

報告第6号、令和7年度大衡村一般会計繰越明許費繰越計算書について。

令和7年度大衡村一般会計補正予算（第5号、専決第3号）の繰越明許費は、別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告します。

内容につきましては、次のページをお願いいたします。

繰越事業は5件でございます。

1件目の普通財産管理費は、塩浪住宅団地内法面对策工事に係るものでございまして、繰越額は1,631万7,000円でございます。財源につきましては、地方債1,630万円で、緊急自然災害防止対策事業債を充てておりまして、充当率100%。交付税の措置率は7割の地方債でございます。

2件目の戸籍住民基本台帳総務費は、旧氏及び旧氏の振り仮名表記などに係りますコンビニ証明発行システム改修業務と戸籍附票システム改修業務に係るものでございます。繰越額は292万6,000円で、財源につきましては、マイナンバー制度システム整備費補助金で、補助率は100%でございます。

3件目は、物価高対応子育て応援手当支給事業でございまして、子供1人当たり2万円を支給する事業に係るものでございます。繰越額は10万円でございます。財源につきましては、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金並びに事務費補助金で、補助率は100%でございます。

4件目の商工振興総務費は、食料品等価格高騰支援事業に係るものでございまして、1人当たり1万2,000円の商品券を配布する事業で、繰越額は1,330万1,000円でございます。財源につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、補助率は100%でございます。

最後5件目は、海老沢持足線改良舗装事業で、繰越額は562万4,000円でございます。財源につきましては、社会資本整備総合交付金で補助率は50%。地方債は防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債で充当率100%。交付税措置率は5割の地方債でございます。

以上5件につきまして、ご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 以上で報告を終わります。

日程第27 委員会の閉会中の継続調査の件について

議長（高橋浩之君） 日程第27、委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 各委員長から委員会において調査中の事件について会議規則第75条の規定により配付しました申出のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和8年第2回大衡村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後1時30分 散 会